

第77回 奈良県固定資産評価審議会の開催

地方税法第401条の2の規定により、令和3年度の固定資産税評価替えの基礎となる県内市町村の宅地等の基準地価格について審議するため、下記のとおり審議会を開催します。

記

1. 審議会名 : 奈良県固定資産評価審議会
2. 開催日時 : 令和 2年11月18日(水) 10時~11時
3. 開催場所 : 奈良県文化会館 第1会議室
4. 議 題 : 令和3基準年度における固定資産税に係る基準地の適正な価格について

所 属 : 総務部知事公室 市町村振興課
担 当 : 松井・林(税政係)
電 話 : 0742-22-1101(内線2259)
0742-27-8420(ダイヤルイン)